

毎週火、金曜日発行（但休日等ある時は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の指定解除
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
争議行為を行なう旨の通知
- ◇公告 肥料の検査結果
道路の位置の指定
高圧ガス販売主任者免状に係る第一種販売主任者試験及び第二種販売主任者試験の実施

告示

鳥取県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六

条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字東浜一三九〇―一三九（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
鳥取砂丘休憩所及び駐車場の敷地とするため
（「一次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなさ

れるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 同上受理年月日
大塩内科医院 鳥取市若桜町四九 昭三九、五、九
遠藤医院 八頭郡智頭町郷原 ”

鳥取県告示第四百三三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号 番号 氏 名 登録年月日
鳥国医一、〇三七 菊川 秀親 昭三九、五、八
” 一、〇四五 生駒 尚秋 ”
鳥国歯 二二六 井上陽之助 昭三八、七、二七

鳥取県告示第四百四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取赤十字病院医師組合委員長 芦川喬から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 昭和三十九年度夏期手当要求について
二 日時 昭和三十九年六月二十九日午前零時以降本事件の完全解決に至るまでの期間

三 場所 鳥取赤十字病院に勤務する鳥取赤十字病院医師組合の組合員の従事する全職場
四 概要 全面的又は部分的にあらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第四百五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取赤十字病院職員組合委員長 定久正夫から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 昭和三十九年度夏期手当要求について
二 日時 昭和三十九年六月二十九日午前零時以降本事件の完全解決に至るまでの期間
三 場所 鳥取赤十字病院に勤務する鳥取赤十字病院職

員組合の組合員の従事する全職場
四 概要 全面的又は部分的にあらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第四百六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年三月から四月までに実施した肥料の検査結果を同法同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

